

診療所の承継・開業支援事業に関するよくあるご質問と回答

(R8.9.1時点の情報であり、令和9年度実施事業においては回答内容が変更する可能性があります)

項	区分	質問	回答
1	全体	補助の対象となる条件は	・重点医師偏在対策支援区域内で令和6(2024)年12月17日以降に承継・開業をした又は見込みがある診療所(施設・設備整備は、令和7年11月11日以降に承継・開業しており、令和9年4月1日以降、県からの内示後事業着手できる診療所) ・保険診療を主とする診療所 ・「へき地診療所」の補助金の交付を受けていない 上記を全て満たすこと。(各事業ごとの条件については他項をご参照ください。)
2	全体	承継とは	開設者が変更した場合を「承継」とします。 その他、法人設立の診療所の管理者が変更(例:親から子へ承継)した場合も対象となります。 ※判断に迷う場合は、個別具体的に県医療政策課までお問い合わせください。 ※開設者が個人から法人へ移行し、管理者の変更を伴わない場合は対象外です。(管理者が変更する場合は対象です。)
3	全体	令和9年度の活用意向調査は今回限りか	令和9年度実施分診療所の承継・開業支援事業に係る国が定める要綱等が大きく変更した場合は再度調査を実施します。
4	全体	承継・開業の予定時期や、誰に承継するかなど具体的に決まっていない場合も申請できるか。	現時点で、承継・開業の予定日が決まっていて、承継する管理者が決まっている場合申請いただけます。
4	施設整備 設備整備	何回でも申請できるのか	承継・開業をする際に活用いただく補助金であるため、申請回数は1回限りとします。
5	施設整備 設備整備	事業における補助対象の基準は	国の内示後に着手(発注)をした事業に限ります。 既に工事や設備を発注や納品している事業は補助対象外です。 また、施設整備については、 令和10(2028)年3月31日 までに施行が完了した部分までが対象です(出来高払い)。令和10年度分にかかる事業費の補助については未定です。 設備整備については、内示後に発注してから 令和10(2028)年3月31日 までに納品できる物に限ります。
6	全体	国の内示はいつ頃予定されるか	令和9年度事業実施分については、詳細不明です。
7	施設整備	上限額及び下限額は	基準額(様式1-2により算出する対象経費分の面積×単価)が上限額となります。下限額の設定はありません。
8	設備整備	上限額及び下限額は	上限額は1診療所当たり、16,500千万円です。下限額の設定はありません。
9	定着支援	いつまで補助が続くのか	国が定める要綱により決まります。現在国が予算編成過程であり、詳細は不明です。
10	定着支援	事業における補助対象の基準は	総事業費>診療収入(診療所の収入として扱われる諸々)であることが対象条件の一つです。 つまり、黒字の場合は本事業(地域への定着支援事業)の補助対象外となります。

11	定着支援	上限額及び下限額は	基準額(様式1-6により算出額)が上限額となります。下限額の設定はありません。
----	------	-----------	---